

福井県立大学とフィンドレー大学との学術交流協定書

福井県立大学とフィンドレー大学は、両大学の教育および学術の分野における協力と交流を推進するために、本協定書の締結に同意する。

(交流の原則)

双方は対等の原則に基づき、それぞれの制度と事情を尊重しながら、教育学術面での友好協力関係を促進するものとする。

(交流の内容)

前条の原則に基づき、双方は以下の事項を実行するよう努力するものとする。

- (1) 学部および大学院学生の交流
- (2) 教員・研究者等の交流
- (3) 共同の教育活動および研究を推進するその他の学術的活動

(交流計画の実施)

本協定に基づいた交流を実施する際の付随事項は、双方で協議し同意するものとする。

(協定の発効)

本協定は、双方の代表者が署名した日から効力を発し、無期限とするが、改定や終了に従う。

(協定の正本)

本協定は、英語で作成し、それを正本とする。

(協定の改正)

本協定書の条文は、双方の合意により、改定することができ、また、一方の申し出により終了することができる。

福井県立大学学長
進士 五十八

フィンドレー大学学長
キャサリン・フェル

2016 年 10 月 23 日

2016 年 10 月 23 日